

手洗いチェッカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象者)

第2条 手洗いチェッカーの貸出し対象者は、大崎保健所管内に住所又は事業所等を有し、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の予防のため学習会等を行う個人及び団体（以下「利用者」という。）とする。

(貸出台数)

第3条 手洗いチェッカーの貸出し台数は1回につき1台とする。ただし、大崎保健所長（以下「所長」という。）が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手続き)

第4条 手洗いチェッカーの貸出しを受けようとする利用者は、手洗いチェッカー利用申請書（様式1）により利用日の1週間前までに所長に申請しなければならない。

2 所長は申請書の内容を審査し、適当と認める時は貸出しを許可するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、利用日及び利用日の前後各2日間とする。

(目的外利用の禁止等)

第6条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 所長は、第4条の許可に当たり、次の各号の一つに該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出しを許可しないものとする。

- (1) 保健所の事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき。
- (3) 公序、良俗その他公共の福祉に反するとき。
- (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(利用者の責任)

第8条 利用者は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、利用者の責任において行わなければならない。

3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手洗いチェッカーの返納)

第9条 利用者は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー利用報告書(様式2)とともに返納し、所長の検査を受けなければならない。

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。